**近畿建築行政会議構造等審査取扱要領**

近畿建築行政会議

平成14年12月2日制定

平成19年6月1日改正

次の各項のいずれかに該当するもので、建築基準法第77条の56の規定により指定を受けた指定性能評価機関において、建築基準法施行令（以下「令」という）第3章の規定に適合することについて任意の技術評定を受けたものは、建築基準法第20条の規定に基づき安全性を確認されたものとして取扱う。ただし、法第20条第1項第一号に掲げる構造方法としたものは除く。

1. 特殊な構造方法、材料、構造計算による工作物。
2. 次の各号のいずれかに該当する工作物。

一 令第138条第1項第二号に掲げるもので高さが50ｍを超え60m以下のもの。

二 令第138条第1項第五号に掲げるもので高さが10ｍを超えるもの。

1. その他建築主事が任意の技術評定を受けることが適当と認める建築物及び工作物。

附則

１ この要領は平成15年4月1日から施行する

２ この要領の施行に伴い、近畿建築行政連絡会議構造等審査取扱要領（昭和49年11月制定）は、廃止する。

附則

１ この要領は、平成19年6月20日から施行する。

２ この要領の施行に伴い、中高層建築物設計指導指針(平成14年12月制定)は廃止する。